答 申 書 (答申第72号) 平成20年5月14日

1 審査会の結論

本件異議申立てに係る開示請求に対し、〇〇方面公安委員会会議録を対象公文書として特定したことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨 (省略)

3 審査会の判断

- (1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について
 - ア 本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の内容は、平成 ○年○月○日○○方面本部定例公安委員会における駐車禁止除外標章(以下「本件 標章」という。)の交付申請の審議内容及び決定結果内容である。
 - イ 北海道公安委員会(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対して、「○ ○方面公安委員会会議録(平成○年○月○日分)」(以下「本件公文書」という。) を対象公文書と特定した。
- (2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書の一部が北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。 以下「条例」という。)第10条第2項第2号に規定する非開示情報に該当するとして 一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

異議申立人は、本件公文書では、本件標章の交付申請の審議内容等が不明であるとして、審議内容及び決定結果内容を開示することを求めていることから、本件公文書を本件開示請求の対象公文書として特定したことの妥当性について判断することとする。

- (3) 本件開示請求に係る対象公文書について
 - ア 実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

異議申立人は、本件公文書では、本件開示請求で求めている本件標章の交付申請 に係る審議内容及び決定結果内容が不明であり、請求内容が公開されていない旨主 張しており、実施機関としては、本件公文書以外にも本件開示請求の対象となる公 文書が存在するのではないかとの主張と判断し、以下反論する。

本件開示請求に係る交通規制に関する権限(事務)は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条の規定により、都道府県公安委員会の権限に属する事項とされているが、道路交通法第114条及び北海道〇〇方面公安委員会運営規程(平成〇年北海道〇〇方面公安委員会規程第〇号。以下「運営規程」という。)第11条の規定により、その権限(事務)のすべてが北海道警察〇〇方面本部長(以下「〇〇方面本部長」という。)に代行させることができるとされていることから、本件標章に関する一連の関係書類は、〇〇方面本部長が管理し、北海道〇〇方面公安委員会(以下「〇〇方面公安委員会」という。)として管理している文書はない。

したがって、本件標章の交付申請は、○○方面公安委員会に報告義務を要する事案ではないが、北海道警察○○方面本部交通課において○○方面公安委員会への報告が必要と判断して、平成○年○月○日開催の○○方面公安委員会において報告し、その内容が同日付けの本件公文書に記載されたことから、本件公文書を対象公文書と特定したものであり、ほかに本件開示請求に係る公文書を作成・取得していない。

なお、○○方面公安委員会で報告し、決裁を受けた書類は、○○方面本部長が管理しているので、異議申立人に対して、北海道警察本部長に対する開示請求も勧めたが、異議申立人は、実施機関に対してのみ開示請求を行ったものである。

イ 当審査会としては、実施機関が主張するように、本件公文書は、平成○年○月○ 日に開催された○○方面公安委員会の日時、出席者及び概要並びに本件標章の交付 申請等についての決裁が行われたこと及びその時間、場所などが記載されているこ とから、本件開示請求の対象公文書であると認めることができる。

また、本件標章の交付は、道路交通法、運営規程等に基づき、○○方面本部長に 代行させることができるものであり、本件標章に関する一連の関係書類は、○○方 面本部長により管理されているものと認められることから、本件公文書以外に本件 開示請求に係る公文書を作成・取得していないとの実施機関の主張に、特段、不自 然、不合理な点があるとは言えない。

したがって、実施機関には、本件公文書以外に本件開示請求の対象となる公文書が存在するとは認められず、実施機関が、本件開示請求書の対象公文書として本件公文書を特定したことは妥当であると判断する。

- (4) 異議申立人のその他の主張について
 - ア 異議申立人は、本件標章の交付申請の審議自体についても種々主張する。

しかしながら、当審査会としては、あくまでも条例の規定により実施機関が行った本件処分が妥当かどうかを判断するものであることから、その主張を採用することはできない。

イ 異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではない と考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処	理	経	過
平成20年2月7日	実施機関か③公文書開示書の写し、⑤	請求書の写し、 公文書一部開示	諮問文、②異議 ④公文書開示決	定期間延長通知し、⑥異議申立
平成20年2月20日	○ 新規諮問事 ○ 本件諮問事	案の報告 案の審議を第一	部会に付託	
平成20年2月25日	〇 異議申立人	から意見書の提	:出	
平成20年3月17日	〇 異議申立人	から資料の提出		
平成20年3月19日 (第一部会)	○ 実施機関か ○ 審議	ら本件処分の理	由等を聴取	
平成20年4月16日 (第一部会)	○審議			
平成20年5月9日 (第30回審査会)	〇 答申案審議			
平成20年5月14日	〇 答申			